

12月のごみ収集日についてお知らせ

12月のごみ収集日予定表(12月のごみ収集日程です。確認後、きちんと分別して出してください。)

地区名 ごみ区分	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第 1)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
紙 類 (第 2)	12日(火)	11日(月)	8日(金)	14日(木)	8日(金)	11日(月)	13日(水)
びん類 (第2・第5)	12日(火)	11日(月)	8日(金) 29日(金)	14日(木)	8日(金) 29日(金)	11日(月)	13日(水)
缶・プラスチック (第 3)	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ (第 4)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
もやせるごみ	火・金	月・木		月・木	月・水・木		火・水・金
	1・5・8	4・7・11・14		4・7	4・6・7・11・13		1・5・6・8
	12・15	18・21・25・28		11・14	14・18・20・21・25		12・13・15
	19・22			18・21	27・28		19・20・22
	26・29			25・28			26・27・29

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

年末年始の「ごみ・し尿」の業務について(お知らせ)

もやせるごみ、資源ごみ、もやせないごみの収集について

上記ごみ収集日程表のとおり、12月29日(金)まで収集を行います。

年始は1月4日(木)から通常業務で、ごみの収集を行いません。(収集日程表を参照)

白石衛生センター第二事業所へ直接持ち込みする場合(有料)

12月30日(土)午前11時30分まで受け付けます。

年始は1月4日(木)から通常業務で受け付けします。

詳しくは、衛生センター第二事業所へお問い合わせください。☎25-4050

仙南リサイクルセンターへ直接持ち込みする場合(有料)

資源ごみ、もやせないごみ、不燃粗大ごみに限ります。

12月30日(土)午前11時30分まで受け付けます。

年始は1月4日(木)から通常業務で受け付けします。

詳しくは、仙南リサイクルセンターへお問い合わせください。☎33-2225

し尿のくみ取り

12月29日(金)午前11時30分まで収集を行いません。(越河・齋川・大鷹沢・小原を除く)

年始は1月4日(木)から通常業務で収集を行いません。

年末・年始は大変混み合いますので、計画的に申し込み願います。なお、汲取券がない場合はくみ取りできませんので、必ず事前にご準備ください。

火 葬 年末は12月31日(日)まで行いません。

年始は1月4日(木)から通常業務となります。

詳しくは、衛生センター第一事業所へお問い合わせください。☎27-2111

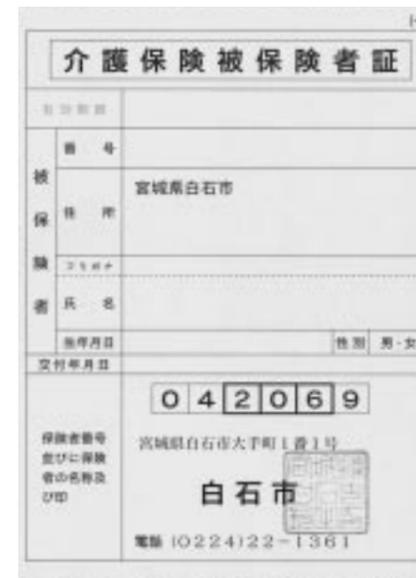
お問い合わせ 白石市民生部生活環境課 ☎22-1314



介護保険総合案内窓口(健康センター1階)

介護保険 利用のお知らせ

65歳以上の方には、
郵送でお届けしています。



- 平成12年4月から始まった介護保険制度は、支援や介護を必要とされる方本人やその家族が抱えている介護の不安や負担を、社会全体で支え合うための制度です。介護保険の仕組みをよく理解して、上手にサービスを利用しましょう。
- サービスを利用できるのは、65歳以上の介護や支援が必要であると認定された方と、40歳から64歳の老化が原因とされる病(特定疾病)により介護や支援が必要であると認定された方です。
- ①申請します**
本人や家族などが市の窓口にて介護認定の申請をします。また、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者などにも申請を依頼できます。保険課、福祉事務所、各事務連絡所に申請書を用意しています。
(必要な書類)
・申請書
- ②訪問調査を受けます**
介護を必要とする方の心身の状況などを調べるために、市の職員などが家庭や施設、病院などを訪問します。
また、市の依頼により、主治医に心身の状況についての意見書を作成していただきます。
意見書の作成料などは、直接市
- ③介護認定審査会で審査します**
訪問調査の結果(1次判定結果)と主治医意見書・訪問調査員の特定事項をもとに、仙南地域広域行政事務組合に設置された、介護認定審査会にて審査し、必要な介護の度合いの判定が行われます。介護認定審査会は、医療・保健・福祉の専門家で構成されます。
- ④認定結果が通知されます**
判定結果に基づいて市が認定し、申請した日から原則として30日以内に本人に通知します。
- ⑤介護サービス計画を作成します**
介護が必要と認定されたら、どのようなサービスを受けたらよいかが、本人や家族の希望を尊重しながら介護支援専門員(ケアマネージャー)にサービスの利用計画書(ケアプラン)を作成してもらいます。
- ⑥介護サービスが開始されます**
介護保険の給付は、基本的に現金ではなくサービスの提供です。利用者は利用したサービス費用の1割を負担します。
- ☎22-1361
介護課 介護保険係